

令和 2 年 8 月 3 1 日

医 学 科 学 生 各 位

医 学 部 医 学 科 長
廣 田 和 美
医学部医学科学務委員長
鬼 島 宏

医学部医学科自習室等の使用禁止及び立入制限について

標記のことについて、9 月 1 日（火）から当面の間、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

1. 基礎校舎の自習室及びリフレッシュスペース（階段の脇）の使用禁止は継続する。
2. 臨床研究棟，附属病院内及び学生支援センター 1 号棟への立入禁止は継続する。
3. 上記 2 について，臨床実習を許可された学生（5．6 年次）は除く。
ただし，国内特定地域に移動した場合，臨床実習参加前 2 週間の経過観察期間が必要となることから，経過観察期間終了後に臨床実習への参加が許可される。
4. 国内特定地域から弘前に戻った日より 14 日間は健康観察期間として，校舎内への立ち入りを自粛し，授業（含：実習）への参加を控える。

【本件担当】

医学科学務担当

内線：5204

E-mail：jm5204@hirosaki-u.ac.jp